

R P S法の細則に関する意見

1．氏名 平田 仁子

3．職業 / 所属団体 団体職員

4．意見の概要（80字以内厳守）

- ・対象エネルギーの水力は環境負荷を与えない条件をもっと明確にすべき。
- ・廃棄物について除外する方向で明確化すべき。
- ・義務量での経過措置はインセンティブを阻害するものであり不要である。

5．意見及び理由（本文）

・対象エネルギーで書かれている水力については、環境負荷を与えない条件をもっと明確に定めるべきである。またダムを具体的に定義するべきである。

・新エネルギーの中に含まれる「廃棄物発電」は、他の自然エネルギーの促進を阻害するものとなる。また、プラスチックなど石油製品の燃焼により CO2 排出を増加させる問題もある。このため、太陽や風力、バイオマスなどを促進していくためにも、廃棄物発電については除外する方向で明確化するべきである。

・義務量では現状に配慮した7年の経過措置を定めているが、これは自然エネルギー促進を阻害するものとなっている。既に法律で実施における様々な柔軟性が認められていることからしても、義務量の達成に特段の経過措置は必要ない。